

人生100年時代を
ともに歩む

JAクレイン



©よりぞう

年金
定期貯金
定期積金

ひかり
「耀光」

取扱期間：令和3年6月1日(火)～令和4年5月31日(火)

定期貯金

期間：1年

適用金利

年 0.1 %
(税引後 年0.079%)

預入金額

・1円以上 **500**万円以内

対象者

- ・当JAで公的年金等を受給されている方
- ・新たに当JAにて公的年金等の受給を開始される方

取扱店

・年金を受給している口座のある支店のみ

定期積金

期間：3～5年

適用金利

店頭表示金利

× 2 倍

掛入金額

・1回あたり1,000円以上
(原則、年金受給口座からの自動振替)

JAクレイン

JAクレイン

検索

※詳しくはお近くの店舗までお問合せください。

【定期貯金】

商品名（愛称）	●スーパー定期貯金＜単利型＞（愛称：年金定期貯金「耀光」）
預入方法等	●一括預入 ●1円以上500万円以内 ※年金定期貯金「飛翔」をご利用のお客様につきましては、年金定期貯金「耀光」と通算で500万円までお預入れいただけます。 ●1円単位（期間中、上限金額まで複数契約可能）
預入期間	●1年（自動継続≪元金継続のみ≫）
適用金利	●年0.10%（税引後 年0.079%）を約定金利として満期日まで適用します。 ●次年度以降も上記の約定金利が適用されますが、金融情勢等により適用金利は変更させていただく場合がございます。
付加できる特約事項	●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。

【定期積金】

商品名（愛称）	●定額式定期積金（愛称：年金定期積金「耀光」）
払込方法等	●契約期間内で口座振替（原則、年金受給口座からの自動振替による振込み）により掛金を分割して払込みいただけます。 ●掛込周期は1か月、2か月のいずれかとします。 ●1回あたり1,000円以上 ●1円単位
掛込期間	●3年以上5年以下
適用金利	●契約時の約定利回り（店頭表示金利の2倍の利率）を満期日まで適用します。

【共通事項】

取扱期間	●令和3年6月1日（火）～令和4年5月31日（火）
販売対象	●当JAで公的年金等を受給されている方 ●新たに当JAにて公的年金等の受給を開始される方
税金	●令和19年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。
金利情報の入手方法	●金利はお近くの支店窓口にてお問い合わせください。
中途解約時の取扱い	●やむを得ず中途解約された場合は、JA所定の中途解約利率が適用されます。
貯金保険制度（公的制度）	●保護対象 当貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAの本支店、または信用部（電話：0554-20-8806）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、弁護士会を利用できます。利用可能な弁護士会については当JA本支店またはJAバンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる事項	●適用金利は、金利情勢等により変更させていただく場合がございます。 ●店頭にて「説明書」をご用意しております。



巖 支店：0554-67-9311
 島 田 支店：0554-63-0351
 棚 原 支店：0554-67-2111
 小 菅 支店：0428-87-0211
 大 月 支店：0554-20-2677
 猿 橋 支店：0554-22-0530
 とみはま 支店：0554-26-5121

上野原 支店：0554-63-1118
 禾生 支店：0554-43-4505
 谷村 支店：0554-45-2111
 忍野 支店：0555-84-2026
 吉田 支店：0555-23-6511
 富士豊茂 支店：0555-89-2011